

指導者・ 審判の要件

秋田県トップアスリート
正規雇用奨励金
支給額対象選手の
雇用一人につき

10万円
〈1回限り〉

次の各号の全てに該当する者であること。

- (1)秋田県内に居住する者(雇用されることにより、秋田県内に居住する見込みがある者を含む。)
- (2)公益財団法人秋田県スポーツ協会(表中「県スポ協」という。))に加盟する競技団体の推薦を受けられる者
- (3)秋田県内で指導者・審判として、競技会や練習会へ参加し、本県の競技力向上に尽力できる者。

2. 次の各号に掲げる資格等のいずれかに該当する者であること。

- ① 公益財団法人日本スポーツ協会公認コーチ3以上保有者
 - ② A級審判員(全国大会で審判業務にあたることのできる)資格保有者
 - ③ 上記資格の取得を目指す者
- 前①、②で定めるレベルと同等以上と知事が認める資格保有者

【正規雇用奨励金の概要】※予算には限りがあります

秋田県トップアスリート正規雇用奨励金

①支給額対象選手の雇用一人につき10万円(1回限り)

②支給基準日6月1日(雇用後、最初の支給基準日を迎える者に限る)

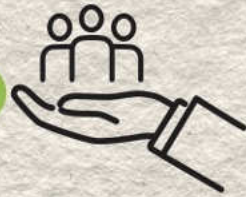
6月1日までに正規雇用の場合は当該年度に支給

年度途中で正規雇用の場合は翌年度に支給

担当: 秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課 競技・生涯スポーツチーム TEL.018-860-1242



正規雇用奨励金 競技活動サポート補助金の 支給対象企業等の要件



- 1 秋田県内に本社を有すること。
- 2 健康保険及び厚生年金保険(これらと同等の制度を含む)の適用事業主であること。
- 3 労働者災害補償保険及び雇用保険の適用事業主であること。
- 4 県税の滞納がないこと。
- 5 暴力団関係事業所の事業主でないこと。
- 6 事業の目的が公序良俗に反するなど、社会通念上、公的支援を受ける者としてふさわしくない事業主でないこと。
- 7 トップアスリート等の雇用は、労働基準法(昭和22年法律第49号)に基づく労働契約の期間の定めのない正規雇用であること。
- 8 雇用したトップアスリート等の競技活動(国民スポーツ大会等、各種大会への参加を含む。)を支援すること。
- 9 トップアスリート等を秋田県内の事業所に雇い入れること。
- 10 トップアスリート等を雇用の開始日前5年以内に正規雇用していないこと。
- 11 トップアスリート等に職歴(雇用の開始日前5年以内に限る。)がある場合は、職歴の事業主と、資本的・経済的・組織的な関連性等からみて、密接に関係のある事業主でないこと。

詳しくは公式ホームページを御覧ください。アスリート就労支援お問合せフォームもあります。



あきたアスリート就職支援

<http://www.akitaikyo.or.jp/job/>

公式ホームページへはこちらから

各種SNSも
開設しております!
ぜひご覧ください。



公式YouTubeチャンネル



[アキサボ秋田]Facebook

秋田県からの受託事業



アスリート等
競技活動のサポート事業

アスリート等と 企業等との マッチング等のご案内

秋田での競技活動と
仕事の両立を希望するアスリート等と、
アスリート等を雇用する企業等を
支援します!!



アスリートの皆様へ

- 学校の卒業後も地元秋田で現役続行を考えているアスリートの方!
- ふるさと秋田へAターン(定住・移住)し、企業に勤務しながら競技活動を続けたい方!

企業とのマッチング
【就職相談・斡旋】を支援します

企業の皆様へ

- アスリート等の雇用は、企業のイメージアップ・応援を通じた組織内の一体感の醸成、さらに秋田県のスポーツ振興にもつながります。
- 雇用した事業主に正規雇用奨励金・競技活動サポートの両制度での支援、また正規雇用奨励金のみでの支援があります(予算には限りがあります)

発行 公益財団法人 秋田県スポーツ協会

秋田県トップアスリート無料職業紹介所

(厚生労働大臣許可番号05-ム-300018)

〒010-0974 秋田市八橋運動公園1番5号 秋田県スポーツ科学センター2F

TEL.018-864-8094 FAX.018-864-5752

[E-mail] nakawatoshiko384@gmail.com



トップアスリートの要件

A

秋田県トップアスリート
正規雇用奨励金
支給額対象選手の
雇用一人につき

100

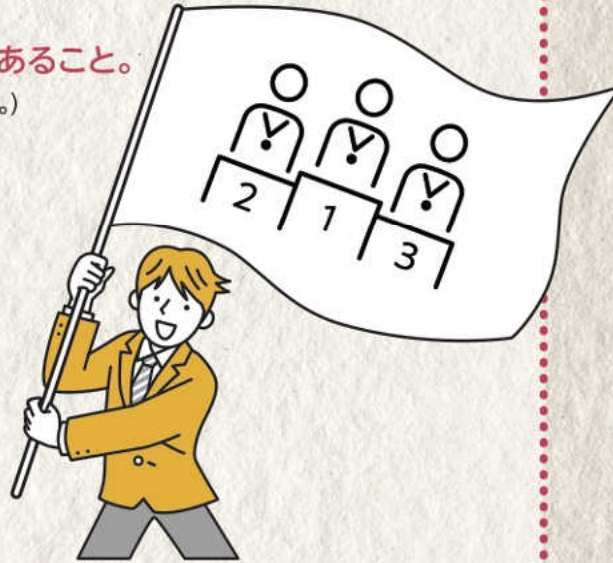
(1回限り)
万円

次の各号の全てに該当する者であること。

- (1) 秋田県内に居住する者(雇用されることにより、秋田県内に居住する見込みがある者を含む。)
- (2) 公益財団法人秋田県スポーツ協会(表中「県スポ協」という。)に加盟する競技団体の推薦を受けられる者
- (3) 秋田県内で5年以上は競技を継続し、国民スポーツ大会正式競技に出場し上位入賞を目指す者
- (4) 将来は秋田県内で指導者を目指す者

2. 次の各号に掲げる競技実績のいずれかに該当する者であること。

- (1) 次のいずれかの国際大会への出場(雇用の開始日前4年以内に限る。)
 - ① オリンピック競技大会
 - ② アジア競技大会
 - ③ FISUユニバーシティゲームズ前①～③で定める大会のレベルと同等以上と知事が認める大会
- (2) 次のいずれかの全国規模の大会におけるベスト8以上の成績(雇用の開始日前3年以内に限る。)
 - ① 国民スポーツ大会
 - ② 日本選手権大会
 - ③ 全日本実業団選手権大会
 - ④ 全日本学生選手権大会
 - ⑤ 全国高等学校総合体育大会前①～⑤で定める大会のレベルと同等以上と知事が認める大会



3. 県スポ協が指定する秋田県社会人スポーツ強化チーム

(雇用の開始日前3年以内の企業チームに限る。)と同一競技のアスリートでないこと。

【正規雇用奨励金・競技活動サポート補助金の概要】※予算には限りがあります

(1) 秋田県トップアスリート正規雇用奨励金

- ① 支給額対象選手の雇用一人につき100万円(1回限り)
- ② 支給基準日6月1日(雇用後、最初の支給基準日を迎える者に限り)6月1日まで正規雇用の場合は当該年度に支給
年度途中で正規雇用の場合は翌年度に支給

(2) 秋田県トップアスリート競技活動サポート補助金

- ① 補助事業者
正規雇用奨励金の支給の決定を受けた企業等
- ② 補助金の率及び対象経費
・国内における競技活動に要する経費に対し1/2補助
・国外における競技活動に要する経費に対し2/3補助
- ③ 補助金の上限額
対象選手一人につき年額120万円
(※補助対象経費の上限額対象選手一人につき年額180万円)
- ④ 補助金の交付期間
正規雇用奨励金の支給の決定を受けた年度から5年間
- ⑤ 補助金の交付
毎年度、補助事業者からの申請に基づき補助金を交付
- ⑥ 対象選手
当正規雇用奨励金対象者のみ適用



担当: 秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課 競技・生涯スポーツチーム TEL.018-860-1242

トップアスリートの要件

B

秋田県トップアスリート
正規雇用奨励金
支給額対象選手の
雇用一人につき

25

(1回限り)
万円

次の各号の全てに該当する者であること。

- (1) 秋田県内に居住する者(雇用されることにより、秋田県内に居住する見込みがある者を含む。)
- (2) 公益財団法人秋田県スポーツ協会(表中「県スポ協」という。)に加盟する競技団体の推薦を受けられる者
- (3) 秋田県内で5年以上は競技を継続し、国民スポーツ大会正式競技に出場し入賞を目指す者
- (4) 将来は秋田県内で指導者を目指す者

2. 次の各号に掲げる競技実績のいずれかに該当する者であること。

次のいずれかの全国規模の大会におけるベスト16以上の成績(雇用の開始日前3年以内に限る。)

- ① 国民スポーツ大会
- ② 日本選手権大会
- ③ 全日本実業団選手権大会
- ④ 全日本学生選手権大会
- ⑤ 全国高等学校総合体育大会
- ⑥ 前①～⑤で定める大会のレベルと同等以上と知事が認める大会

3. 県スポ協が指定する秋田県社会人スポーツ強化チーム

(雇用の開始日前3年以内の企業チームに限る。)と同一競技のアスリートでないこと。

【正規雇用奨励金の概要】※予算には限りがあります

秋田県トップアスリート正規雇用奨励金

- ① 支給額対象選手の雇用一人につき25万円(1回限り)
- ② 支給基準日6月1日(雇用後、最初の支給基準日を迎える者に限り)6月1日までに正規雇用の場合は当該年度に支給
年度途中で正規雇用の場合は翌年度に支給

担当: 秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課 競技・生涯スポーツチーム TEL.018-860-1242



トップアスリートの要件

C

秋田県トップアスリート
正規雇用奨励金
支給額対象選手の
雇用一人につき

10

(1回限り)
万円

次の各号の全てに該当する者であること。

- (1) 秋田県内に居住する者(雇用されることにより、秋田県内に居住する見込みがある者を含む。)
- (2) 公益財団法人秋田県スポーツ協会(表中「県スポ協」という。)に加盟する競技団体の推薦を受けられる者
- (3) 秋田県内で5年以上は競技を継続し、国民スポーツ大会正式競技に出場し入賞を目指す者
- (4) 将来は秋田県内で指導者を目指す者

2. 次の各号に掲げる競技実績のいずれかに該当する者であること。

次のいずれかのブロック大会における3位以上の成績(雇用の開始日前3年以内に限る。)

- ① 東北総合スポーツ大会
- ② 東北選手権大会
- ③ 東日本実業団選手権大会
- ④ 東北学生選手権
- ⑤ 東北高等学校総合体育大会
- ⑥ 前①～⑤で定める大会のレベルと同等以上と知事が認める大会

3. 県スポ協が指定する秋田県社会人スポーツ強化チーム

(雇用の開始日前3年以内の企業チームに限る。)と同一競技のアスリートでないこと。

【正規雇用奨励金の概要】※予算には限りがあります

秋田県トップアスリート正規雇用奨励金

- ① 支給額対象選手の雇用一人につき10万円(1回限り)
- ② 支給基準日6月1日(雇用後、最初の支給基準日を迎える者に限り)6月1日までに正規雇用の場合は当該年度に支給
年度途中で正規雇用の場合は翌年度に支給

担当: 秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課 競技・生涯スポーツチーム TEL.018-860-1242

